

韓国知的財産ニュース 2015年7月前期

(No. 298)

発行年月日：2015年7月21日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、7月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許法一部改正法律案、国務会議で通過 (2015.7.9.)

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、国有特許の事業化を支援 (2015.7.6.)
- 2-2 特許庁のHP、「ウェブアクセスの品質認証マーク」を獲得 (2015.7.7.)
- 2-3 特許庁、「知的財産経営診断アプリ」のサービスを開始 (2015.7.8.)
- 2-4 特許庁、「第4回ロボット融合フェスティバル」を開催 (2015.7.10.)
- 2-5 特許庁、アイデア盗用・剽窃の撲滅に向けたデータベースを構築 (2015.7.10.)
- 2-6 中国税関における韓国企業の知財権登録が増加傾向 (2015.7.14.)
- 2-7 特許庁、日本に海外知的財産センターを開所 (2015.7.15.)

模倣品関連及び知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 現場診断技術に関する出願が増加 (2015.7.1.)
- 5-2 養蜂技術に関する出願が増加 (2015.7.1.)
- 5-3 サムスン電子、ウェアラブル特許で世界1位 (2015.7.2.)
- 5-4 [インタビュー] チェ・ドンギョ特許庁長 (2015.7.7.)
- 5-5 フレキシブル電源供給に係る技術開発が活発化 (2015.7.8.)
- 5-6 サムスンの折れ曲がるディスプレイ、米国で特許取得 (2015.7.10.)
- 5-7 サムスン・アップル、「特許」が最大の武器 (2015.7.13.)

法律、制度関連

1-1 特許法一部改正法律案、国務会議で通過

韓国特許庁(2015. 7. 9.)

<特許法改正の主要内容>

1. 不良特許の予防に向けた特許検証の強化

- (特許取消申立制度) 誰もが先行技術情報等の特許取消事由を提供すれば、審判官の判断の下、迅速に当該特許を取り消す。
- (職権再審査制度) 特許決定の後であっても、特許が登録される前まで重大な欠点が発見した場合には、特許決定を取り消し、再審査を行う。

2. 共同所有特許の技術移転の促進及び実施事業の保護

- (共有特許持分譲渡の制限緩和) 大学や企業等が共同で所有する特許について、共有者の同意を得なくても持分全体を譲渡可能とする
- (無登録通常実施権の保護) 特許庁に登録しなくても、特許弱者である通常実施権者の実施事業を保護

3. 特許紛争の長期化防止及び早期の権利確定の誘導

- (訂正審判請求期間の調整) 特許無効審判が大法院に係属中である場合には、訂正審判の請求を不許
 - 審査請求期間を短縮(5年→3年)で早期の権利確定を誘導
- 早ければ来年7月から一般の国民だれもが先行技術情報に基づく特許取消事由を提出すれば、不良特許の早く取り消すことができる。
- また、大学や企業等が共同で取得した特許であっても、相手側の同意なしに特許技術を移転することができるようになる。
- 特許庁は、今月8日、このような内容を骨子とする「特許法一部改正法律案」が国務会議を通過(7月7日)し、7月中旬までに国会に提出する計画だと発表した。

- 今回の改正案は、不良特許の予防に向けた特許検証の強化や共有特許の活用促進、特許紛争の長期化防止等に重点が置かれている。
 - 特許庁は、一昨年から産業界・学界・研究会の専門家からの意見収集や政策研究請負、アンケート調査、公聴会等を行い、特許取消申立制度等合わせて 15 制度改善案をまとめた。

- 1. まず、特許検証の強化に向け、特許取消申立制度及び職権再審査制度を導入し、特許登録前後過程において特許品質監視を強化する。
 - 最近、特許政策基調が特許品質中心に転じたが、主要国に比べると依然として審査官にかかる負担が大きく、特許品質への懸念が高まっていた。
 - * 審査官 1 人当たり年間処理件数(2014 年)：韓国 203、日本 173、欧州 47、米国 70
 - これを受けた特許庁は、欠陥のある特許を早く取り消すことができる特許取消立制度の導入を検討した。

特許登録後 6 カ月以内に、誰もが先行技術情報に基づく特許取消理由を審判院に提出すれば、審判官が欠陥を確認し、特許登録を取り消す。権利者が特許取消に不服する場合、裁判所段階は特許庁が責任を取る。複雑で手間のかかる特許無効審判を提起しなくても、問題のある特許を最低費用且つ最短期間で取り消すことができるものと期待される。
 - 審査過程においては、特許決定後から登録前までの間、特許に重大な問題が発生すると、審査官の職権で特許決定を取り消すことができる「職権再審査制度」が導入される。特許審査の品質は高め、特許の無効可能性は下げることができると思われる。

- 2. 創造経済のキーワードである特許技術の活用を促進し、実施事業を保護するための制度も導入される見込みだ。
 - まず、大学や企業等が共同で所有する共有特許の技術移転を活性化させるための改善案をまとめた。

現在は、大学等実施能力のない者は他の共有者の同意なしに自己の持分を利用(持分譲渡等)して利益を創出してはいけないことになっている。毎年共有特許が増えていても、持分譲渡等による技術移転があまり進まない理由だ。

- * 共有特許 (2009 年→2013 年) : 5.6→12.6 千件
- * 譲渡全体に占める共有特許の割合 (2013 年) 2.8%

これからは、他の共有者の同意がなくても自己の持分全体を譲渡できるように、共有特許制度を見直す。

また、特許庁に通常実施権を登録しなくても、権利保護を受けられるようにした無登録通常実施権保護制度も導入される。相対的に特許弱者である通常実施権者の実施事業を安定的に保護するための措置である。

3. これとともに、特許出願された発明の早期の権利確定や特許紛争の長期化防止に向けた制度改善も行われる。

○特許出願以降の権利未確定期間を短縮させ、企業側の特許監視負担を減らすために、審査請求期間を5年から3年に短くする。

* 主要国の審査請求期間ー 米国：出願と同時に、EPO：2年、中国・日本：3年

○無分別な訂正審判により、無効審判等の特許紛争が長期化することも防止できる。無効審判が特許法院に係属中であれば、弁論が終わった日までに限って訂正審判請求を認めるが、大法院段階では、訂正審判を請求することはできない。

□ その他の詳しい内容については、特許庁のホームページ (<http://www.kipo.go.kr>)にて確認することができる。

□ チャン・グァンホ特許審査企画局長は「今回の改正案は特許検証の強化や共有特許の移転促進等特許法を大きく見直したのが特徴だ。特許品質を高め、不要な特許紛争を予防するとともに、特許技術の活用を促進させることで特許基盤の創造経済の実現に貢献することを期待する」と述べた。

関係機関の動き

2-1 特許庁、国有特許の事業化を支援

韓国特許庁(2015.7.6.)

韓国特許庁は、国有特許*の活用促進に向け、国有特許の移転・取引専門機関として農業技術実用化財団(2011年指定)に続き、韓国林業振興院と韓国発明振興会を新たに指定した。

* 国有特許とは、公務員が職務に係る発明をし、大韓民国の名で出願・登録した特許のことを指す。つまり、韓国が所有している特許技術であり、使用を希望する人なら誰でも通常実施権の契約を結ぶことで事業化することができる。

そのため、従来の農業分野における国有特許の使用は、農業技術実用化財団にて、森林分野の場合は、韓国林業振興院にて申し込むことができる。その他の分野にあたっては、韓国発明振興会にて国有特許使用申請をすれば、必要とする国有特許権を使用することができる。

国有特許の技術分野は、一般行政分野から食品、農・畜産、森林、環境、気象、海洋水産、科学捜査、軍事関連等、あらゆる分野に渡って計 4,500 件の特許が登録されており、農業・森林分野が半分以上を占めている。

このうち、農業分野の A 社は「キムチソース及びその製造方法」の技術移転と事業化資金の支援を受けて、20 億ウォンの売上増加と 18 人の雇用創出を実現させた。他にも食品分野の「固まらない餅」を始め「サムゲタンの煮出し汁の作り方」を適用したサムゲタン等が国有特許の事業化支援を通じて成功した代表的な例だ。

国有特許の使用を希望する個人や中小企業の初期事業費の負担を軽減させるために、2013 年 10 月から「先使用、後精算制度」を導入し、契約期間が満了した後に使用した分に限って実施料を負担することにした。また、3 年以上実施実績のない国有特許権の場合は、実施料の負担なしに無料で使用することができる。

2-2 特許庁の HP、「ウェブアクセスの品質認証マーク」を獲得

韓国特許庁(2015.7.7.)

特許庁の代表ホームページは、未来創造科学部指定の国家公認認証機関、(株)ウェブウオッチから「ウェブアクセスの品質認証マーク」を獲得した。

「ウェブアクセスの品質認証マーク」とは、ホームページを利用するすべての人が障害の有無と関係なく便利に利用できる、アクセスしやすいサイトであることを認めるものであり、未来創造科学部が指定したウェブアクセスの品質認証機関の認証審査を通過す

れば獲得できる。

特許庁は、今回の評価において専門家審査とユーザー審査の2段階にわたる厳重な審査を受けたが、実際の障害者ユーザーの課題成功率を評価するユーザー審査では22評価項目で100%を達成する等、優秀な成績で最終合格した。獲得した認証は今後1年間有効だ。

特許庁の代表ホームページは、マルチメディアコンテンツの認識が困難な視覚障害者のために、大体テキストと音声支援機能を備え、画面の色も変えた。

さらに、マウスを使えないユーザーのために、キーボードだけでもサイトのすべての機能が利用できるようにする等、すべてのユーザーにとって利便性の高いホームページを目指し、ウェブアクセス標準指針に従ってサイトを整備した。

特許庁のイ・ジェウ情報顧客支援局長は「今後も障害者や高齢者等、情報弱者を含む全国民がホームページを利用する上で不便・不自由のないよう、引き続き管理・補完していく計画だ」と述べた。

2-3 特許庁、「知的財産経営診断アプリ」のサービスを開始

韓国特許庁(2015.7.8.)

特許庁は中小企業が自社の知的財産経営¹水準についてスマートフォンを利用して手軽に自己診断できるよう「知的財産経営診断」モバイルアプリのサービスを7月8日から本格開始すると発表した。

知識基盤経済時代において特許権のような知的財産権の重要性や知的財産経営の必要性については中小企業も認識しているものの、大多数の中小企業にとって専門家のコンサルティングを受けることはなかなかできないのが現状だ。

今回開発された知的財産経営診断アプリを通じて、知的財産経営インフラや活動、管理、実績、成果の5つの分野において自己診断を行い、各分野別の質問への返答を通じて最終点数とランクを確認することができる。また、他の中小企業との比較も可能となっており、自社のレベルがどのくらいなのか把握できる。

特許庁は、今回開発された知的財産経営診断アプリが中小企業のレベルを診断する役

割だけでなく、知的財産経営に関するガイド役もともに果たすものと期待している。

知的財産経営診断アプリのサービスは、アンドロイドフォンの「Play Store」に無料ダウンロードの上、利用することができる。別途の入会やログインの手続きなしに手軽に利用可能だ。

1 特許・実用新案・デザイン・商標・営業秘密等の知的財産を企業の資産として活用する経営戦略を通じて、収益を創出し、企業価値を高めるあらゆる活動

2-4 特許庁、「第4回ロボット融合フェスティバル」を開催

韓国特許庁(2015.7.10.)

特許庁は、来月6日から開催される第4回ロボット融合フェスティバル(2015年8月6日～9日、大田コンベンションセンター、大田広域市主催)において「ロボットIPパーク」を開設すると発表した。

毎年8月に開催されるロボット融合フェスティバルは、青少年を対象とするロボットコンテストや学術大会、展示会等が同時に開かれるロボット総合フェスティバルで、今年で第4回目を迎える。特に、今年は国際ロボットオリンピックやFIRAロボワールドカップ学術大会のような権威ある大会を誘致する等、名実ともに国際的なイベントとして発展している。

今回のロボット融合フェスティバルで開設される「ロボットIPパーク」は、ロボット融合フェスティバルに参加する青少年を対象に発明と特許に関する教育・体験を提供する予定だ。

まず8月6日～7日の両日間、ロボット融合フェスティバルの会場の近くにある国際知識財産研修院にて発明教室が開設される予定だ。創造性の向上に向けた発明体験をテーマとする創意発明体験館の見学や発明体験ができる発明教室は、青少年に発明と特許に対する関心と興味を持たせるものと期待される。発明教室に参加した子供・生徒には、名誉発明賞も与えられる。

8月7日には、ロボット特許明細書作成コンテストが開かれる。発明と特許に関する基礎知識を基に、ロボット技術に関する特許明細書を自分で作成してみる機会を作るこ

とで、青少年発明を特許出願につなげるきっかけを提供する。小学校と中高校に分けられ開かれる特許明細書作成コンテストの優秀作には特許庁長賞が受賞される。

特許庁のクォン・ヨンホ ロボット自動化審査課長は「ロボット IP パークは、青少年の創意工夫が発明につながるように促すいいチャンスになれると期待している」とし、「特に、ロボットに興味のある青少年の才能が発明と特許につながるきっかけになればと思う」と述べた。

2-5 特許庁、アイデア盗用・剽窃の撲滅に向けたデータベースを構築

韓国特許庁(2015. 7. 10.)

特許庁は、未来創造科学部(以下未来部)が支援する国家データベース(DB)構築事業を通じて「起業活性化の促進に向けたアイデア DB 構築」課題について、今年下半期には13省庁及び自治体にまで拡大して行うと発表した。

国家DB構築事業は、政府3.0と創造経済の実現に向け、活用価値の高いデジタル知識資源を構築する事業であり、特許庁は、今年3月から、産業部、環境部等4中央省庁のコンテスト授賞作・公開作18706件をデータベース化し、創造経済タウン(www.creativekorea.or.kr)と特許情報ネット、キプリス(www.kipris.or.kr)を通じて検索サービスを提供している。

3カ月という短い期間、アイデア情報に関する検索件数は25,061件で、交通費や検索時間等を考慮すると、1,126百万ウォンに達するアイデア情報検索の機会費用を削減したと分析されている。アイデアコンテスト出品作の盗用・剽窃を予防する量的・質的成果を上げていることが分かった。

*アイデア情報検索の機会費用の削減額は「3カ月の検索件数(25,061)」×「1件の検索にかかる機会費用(44,938ウォン)」の算式を通じて計算(2013年度韓国生産性本部の情報検索の機会費用削減の算式)

しかし、アイデア情報検索に提供されるデータの範囲が限られているという指摘もあった。特許庁は今回の事業を通じて、13省庁と自治体のコンテスト授賞作・公開作にまで拡大して提供することで、次第にユーザーのニーズに応えていく予定だ。

また、未来部との協力を通じて、創造経済タウンのアイデア提案者及びコンテスト出品者を対象に、データの入手や検索提供に対する事前同意項目を新設することでデータ

を確保していく方針だ。事前同意項目には、提案日・公開日の公知効果及び1年以内に優先日の遡及を通じて特許出願ができることを知らせる文句を明記すると予定だ。

アイデア DB17,750 件の構築を目指す「起業活性化を促進するアイデア DB 構築」課題は、現在入札公告中である。

特許庁及び未来部の関係者は「今回構築されるアイデア DB の利用を活性化させることで、アイデアの盗用・剽窃を撲滅すると同時に、クリエイティブなアイデアの発掘機会が広がるものと期待している」と述べた。

2-6 中国税関における韓国企業の知財権登録が増加傾向

韓国特許庁(2015.7.14.)

特許庁と関税庁は、7月13日、大田庁舎にて、知的財産権保護をテーマとする第2回政策協議会を開催し、特許庁・関税庁による韓国ブランド保護に向けた協力の成果として、知財権を登録した韓国企業の数が増加し続けていることを明らかにした。

2015年6月末時点で、中国税関に登録されている韓国企業の知的財産権登録件数は、172件であり、このうち、今年新たに登録されたのは28件(11社)で、年に換算するとこの3年間の年平均登録件数(24件)の2.3倍となる。

*中国税関への登録現況：(2012)16件→(2013)17件→(2014)39件→(2015年6月)28件

中国海関総署によると、2014年の1年間、知財権の侵害が疑われ中国税関によって差し押さえられた貨物の99%以上は、登録されている権利に基づいた、税関の職権取締りによるものであり、知的財産権を保護するためには、中国税関に知財権を登録することが非常に重要となる。

政府関係者は、特許庁と関税庁による韓国ブランド保護活動が、中国税関における知財権の登録増加につながったと思われる」と述べた。

去年12月「韓国ブランド保護総合対策」の策定後、仁川空港税関の知的財産権侵害物品に対する合同取締り(2月)や韓国ブランド保護の環境整備に向けた中国・香港の税関及びタイ・ベトナムの税関との知財権保護事務会議(4~6月)が相次いで開催された。

海外税関への知財権登録の重要性と登録方法について、産業団体別懇談会や「韓国ブランドニュースレーター」等を通じて韓国企業に持続的に PR してきた。

また、特許庁と関税庁は、今日開かれる第 2 回政策協議会において、アジア各国及び欧米等の先進国の税関との協力を通じて、韓国企業ブランドの保護に向けた連携を強化していくことで合意した。

両機関は、中国・香港・タイ・ベトナム税関の知的財産権登録制度に関するマニュアルの発刊、税関公務員招待研修、模倣品識別セミナー、海外模倣品の国内搬入及び流通取締り等の取り組みを行う予定だ。

特許庁のクォン・オジョン産業財産保護協力局長は「下半期の協力課題にも真剣に取り組む、省庁間協力の成功事例を作っていきたい」とし、関税庁のソン・テゴン通関支援局長は、「韓国ブランドの保護に向けた海外税関との連携を引き続き強化していくことで、水際段階で韓国ブランドをしっかりと保護する方針だ」と述べた。

2-7 特許庁、日本に海外知識財産センターを開所

韓国特許庁(2015. 7. 15.)

韓国特許庁は、対韓貿易投資振興公社(KOTRA)と共同で、7月15日午前11時、東京貿易館にて、韓国企業の知財権保護支援を担当する海外知識財産センター(以下 IP-DESK)の開所式を行ったと発表した。

日本は、韓国企業の進出が活発化しており、輸出額では、中国、米国に続き 3 番目*に大きい国だ。日本国内における韓国企業の特許訴訟も、過去 5 年間で 52 件が発生する等、米国、ドイツの次に知財権紛争が頻繁に起きており、韓国企業の間で IP-DESK 設置へのニーズが上がっていた。

* [2014 年度] 韓国企業の輸出額上位 3 カ国(韓国貿易協会貿易統計)
: [1 位]中国(145, 288 万ドル)、[2 位]米国(70, 285 万ドル)、[3 位]日本(32, 184 万ドル)

東京は、日本の首都であると同時に経済中心地であり、日本に進出した韓国企業の 65% が拠点を構えていることから、韓国企業の現地支援強化とアクセス等を考慮して東京貿易館内に IP-DESK を設置した。

東京 IP-DESK は、韓国企業による商標及びデザイン出願等の権利確保の支援や知財権

情報の提供、専門家相談等、様々なサービスを提供することで、韓国企業の知財権紛争の予防・対応活動を行う予定だ。

特許庁のクォン・オジョン産業財産保護協力局長は「東京 IP-DESK の開所は、日本に進出している韓国企業の知財権保護能力を一層強化させるきっかけとなると思う」とし、「韓国企業には、知財権競争力の強化に向け、同 IP-DESK を各社の知財権担当部署のように考え、積極的に活用してもらいたい」と述べた。

一方、特許庁は KOTRA と共同で、日本を含め中国(北京、上海、廣州、青島、瀋陽)、タイ(バンコク)、ベトナム(ホーチミン)、米国(ロサンゼルス、ニューヨーク)、ドイツ(フランクフルト)等の 6 カ国 11 カ所に IP-DESK を設置・運営しており、韓国企業の海外現地における知財権保護を支援している。

模倣品関連及び知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 現場診断技術に関する出願が増加

韓国特許庁(2015. 7. 1.)

特許庁は、病院に行かなくても現場で直ちに疾病や病院菌を診断・検査することができる POC(Point of care、現場)診断に関する特許出願が増加傾向にあることを明らかにした。

POC 診断とは、医療スタッフがいないでも、少量の試料を使用して現場(患者のいる場

所)で速やかに検査をすることであり、感染症の拡散防止に向けた最善の解決策とされている。

また、POC 診断を利用すれば、低費用で糖尿病、心血管疾患等の慢性疾患患者に対する常時管理が可能となり、高齢社会における喫緊の課題である医療費の削減にも大きく貢献するものと期待されている。

特許庁によると、POC 診断関連の出願は 1986 年～2001 年に年平均 19 件に止まっていたが 2002 年以降、年平均 288 件へと急増した。これは、重症急性呼吸器症候群(SARS)や新型インフルエンザ等、人の生命を脅かす新たな感染症の出現、予防・健康管理中心への医療パラダイムの変化を狙ったものとみられる。

POC 診断の主な技術分野としては、微細流体力学、血液利用技術、機器素材及び製造技術等があり、このうち、微細流体力学と血液利用技術の出願が大きな割合(全体の 91.4%)を占めている。

出願人別にみると、韓国人による出願が増加傾向にあり、2009 年以降は 50%以上を占めている。また、企業による出願は減少しているのに対し、産・学・研及び個人による出願は増加基調にある。一方、国内多出願人はサムスン電子(211 件)、韓国科学技術院(103 件)、電子通信研究院(89 件)の順となっている。

市場調査機関、リサーチ&マーケットによると、POC 診断関連市場は年平均 8.4%の成長を続けており、2020 年には約 300 億ドル規模に成長すると見込まれるが、これは、体外診断分野全体の 17%に当たる。この分野で最近注目を集める企業の一つであるセラノス(Theranos)は、1 滴の血液で 30 種以上の疾患の検査ができる技術を開発し、企業価値が 90 億ドルに達すると評価されている。

特許庁のイ・ジンウク課長は「新しい疾病の診断や予防中心の医療市場が拡大する中、検査の適時性や医療管理費用の削減というメリットから、POC 診断技術へのニーズが増えている。POC 診断技術は、今のところ市場支配者がいない上、応用分野が拡大している成長期にあるため、世界市場を取り込むためには、果敢な研究投資や特許の確保、商用化による競争力の強化が求められる」と強調した。

5-2 養蜂技術に関する出願が増加 (2015.7.1.)

韓国特許庁(2015.7.1.)

蜂蜜やプロポリス、ロイヤルゼリー等を生産する目的でハチを飼育する養蜂技術から産出される養蜂製品の生産額規模が 4,000 億ウォンを超えている中、最近、同分野における技術開発及び特許出願が活発化している。

* 生産額規模：1,849 億ウォン(06年)→2,259 億ウォン(08年)→4,332 億ウォン(10年)→4,039 億ウォン(12年)

特許庁によると、2010年～2014年の5年間、養蜂技術関連の特許出願件数は計 196 件である。同期間、特許出願は減少傾向にあったが、2014年に 61 件が出願され、前年(31件)に比べ 2 倍近く増加した。

* 特許出願件数：38 件(10年)→37 件(11年)→29 件(12年)→31 件(13年)→61 件(13年)

養蜂技術に関する特許出願を出願人別にみると、個人が 80%と最多となっており、国・自治体(10%)、企業(9%)がその後を継ぎ、大学はわずか 1%に止まっていた。出願人のほとんどは韓国人で、外国人による出願は 1.5%にすぎなかった。

技術分野別にみると、蜂蜜の効率的な生産・管理ができる蜜蜂の巣箱の構造に関する技術が 35%と最多を占めており、蜂蜜・プロポリス等、養蜂製品の収穫に関する技術が 21%、花粉や糖液等、餌を与える技術が 9%、病虫害防除技術が 9%、巣蜜生産技術が 8%、ハチを利用した花粉受精技術が 5%を占めている。

最近、特許技術が増加した技術分野は、蜂蜜が貯蔵されているハチの巣を熟成させ収穫する巣蜜生産に関わる技術であり、2013年に初めて 3 件が出願され、2014年には 13 件に急増した。巣蜜の場合、蜂蜜を別途採取する必要がなく、手間が省かれる上、収穫時に加熱しないため栄養の破壊も少ないという長所があり、今後、この分野における技術開発と特許出願はさらに活発になると予想される。

*巣蜜関連の特許出願件数：0 件(10年)→0 件(11年)→0 件(12年)→3 件(13年)→13 件(14年)

一方、特許庁は「国際知的財産分け合い事業」の一環として進めている適正技術開発事業を通じ、韓国の養蜂技術を活用して開発途上国を支援してきた。適正技術とは、途上国住民の困難を解決するために、現地で調達できる材料で実現した技術のことだ。特許庁は、約 2 億 7 千万件の特許情報を活用し、途上国のために適正技術を開発している。

2014年にはガーナに養蜂技術を普及させ、現地の雇用創出や所得増加に貢献できるものと期待している。

特許庁の関係者は「蜂蜜生産物の市場規模が着実に拡大している状況を踏まえると、企業や研究所、大学が蜂蜜分野の技術開発にもっと積極的に取り組む必要がある。また、蜂蜜の生産性を向上させる技術に止まらず、生産された蜂蜜の付加価値を高め、健康食品や美容、医薬等、関連産業に適用できる技術にも目を向け、開発戦略を立てていかなければならない」と強調した。

5-3 サムスン電子、ウェアラブル特許で世界1位

電子新聞(2015.7.2.)

サムスン電子がウェアラブル特許の最多保有者であることが明らかになった。

米ボストン所在の新技术コンサルティング会社、ルックスリサーチが今月2日発表した資料によると、2010年から今年3月まで登録されたウェアラブル機器関連の特許は、計4万1301件で、年平均増加ペースは40%だった。

ウェアラブル機器は、手首や首、頭などに付着するスマート機器である。手首に時計のように巻きつけると、スマートフォンの機能を果たすことができるスマートウォッチや、手首に巻きつけてカロリー消費量や睡眠の質等をチェックできるスマートバンドなどが代表的だ。

2010年以来、登録されたウェアラブル特許のうち4%はサムスン電子が占めており、単一企業としては最大の割合となった。続いてクアルコム(3%)とアップル(2.2%)の順だった。IT企業によって登録された特許より、個人の開発者による特許の方が圧倒的に多かった。15社が登録した特許は23%に止まり、残りの77%はこれらの企業と関係のない個人によるものだった。

ウェアラブル特許の最終用途別にみると、エンターテインメントとスマートフォンの代替などのコミュニケーション用途が11%で最も多かった。ヘルスケアのための特許は10%に達した。サムスン電子のウェアラブル特許の場合、25%がヘルスケアを目的とする特許であることが調査で分かった。

ルックスリサーチは、ウェアラブルよりはPFOE関連特許の方が一層潜在力のある特許

市場だと分析している。

Printed, flexible and organic electronics の頭文字である PFOE に関する特許は 2010 年以來、14 万 926 件が登録され、ウェアラブル特許の 3 倍を超えた。サムスン電子は PFOE 関連特許の 10% を占めており、この分野においても最多の特許を保有している企業であることが分かった。

キム・スンギョ記者 | seung@etnews.com

5-4 [インタビュー] チェ・ドンギョ特許庁長

電子新聞(2015.7.7.)

1987 年に特許庁の事務官として官僚への道を歩み始めたチェ・ドンギョ特許庁長は、外務省に出向してから 20 年となる今年 5 月、特許庁のトップとして復帰した。

チェ庁長は、今月 7 日、庁長室にて就任後、電子新聞とは初めてとなるインタビューにおいて「特許庁の中核業務である審査・審判業務を新たに整備することで、強い特許を創出するするとともに登録特許権利の安定化に向け努力したい」と意気込みを述べた。

幹部会議を 2 週間に 1 回開くことにしたのは、就任後初めての実績と評価される。特許庁の中核人材である審査官が主な業務である審査により集中できるよう、配慮した措置である。これまでのいかなる政策よりも、特許審査現場で歓迎されている。

チェ庁長は「特許庁で事務官として 7 年間働いていた時、当時、意匠審査と呼ばれていたデザイン審査を経験したので特許審査の重要性をよく理解している。就任直後から行われた各種のイベントや国際会議の準備過程等に関連し、機関長の理解を助けるためだけの報告書や演説文の作成等を禁止し、より重要な業務に集中するよう指示した」と述べた。

チェ庁長は「特許庁での勤務から得た専門性と、特許庁から離れて外交官として経験した普遍性をバランスよく調和させていきたい」と意気込んでいた。知的財産という専門分野で専門家としての能力を発揮すると同時に、普遍性も保つようにして経済革新と創造経済の実現を促進させたいとの考えとみられる。

ー 今後、重点的に推進する政策・事業は？

特許庁の基本事業である審査・審判業務の整備を図る方針だ。国民が必要とする時期に知的財産サービスの提供を受けられるように、審査・審判の処理期間を合理的な水準で維持するつもりだ。審査パラダイムを特許品質中心に転換させることで、特許庁に登録された権利は簡単には無効化しない安定的権利という信頼感を与えるために努力する。知的財産が先進国並みに保護される政策と制度を構築したい。特に、特許損害賠償制度の改善、技術奪取・流出防止、偽造品流通根絶等知的財産の公正な価値が守られるように努力していく。また、海外で発生する韓国企業の知財権・紛争に効果的に対応するために、海外知識財産センターの運営を効率化・拡大する一方で、訴訟保険の支援等を強化する方針だ。

ー 特許審査品質の改善策は？

韓国の特許審判院による無効審判認容率は主要先進国(40~50%)と近い50%程度だ。ただ日本の場合、裁判所が進歩性の判断基準を変更したため認容率が低い。無効審判認容率を単純に特許品質の指標としてみなすことはできないが、特許権の法的安定性を高めるために、無効審判認容率を海外の主要国レベルに下げることが必要だ。そのために、今後、無効可能性が少ない強い特許を創出し、登録特許権利の安定性の強化に向け、持続的に特許審査品質の向上に努める方針だ。新技術に関する教育プログラム等を実施することで審査官の専門性を強化させると同時に、主要先進国の特許庁と共同審査制度を施行して審査の正確性と信頼性を伸ばしていく。また、不良特許を減らすことを目的に、特許権の発生以前に明らかな拒絶理由が発生すると審査官が職権で再審査することができる制度や、登録特許を検証できる特許取消申請制度も導入するつもりだ。

ー 韓国の知的財産サービス市場が活性化しない理由と対策は？

韓国の知的財産サービス市場は、企業の知財サービスに対する認識がまだ低い上、サービス企業の能力も足りないため、市場が活性化しないものだと思う。2013年時点で市場規模は6,400億ウォン、雇用規模は約1万6,500人にすぎない。市場の活性化に向け、去年12月に知的財産サービスの産業特殊分類を制定し、これに基づいた税制支援が最近進められている。今後、母胎ファンド(Fund of funds)の特許勘定を通じて150億ウォン規模を知的財産に直接投資し、サービス企業の投資ファンドも200億ウォン規模に造成する計画だ。

ー 知的財産価値評価による金融支援が拡大しているが、現況及び支援強化策は？

去件、知的財産価値評価の費用支援事業を通じて303社に1,658億ウォン規模の保証及び担保ローンの支援を行った。今年、400社、2,000億ウォン規模に増やす計画だ。

特に、知的財産金融プロセスを整備し、知的財産金融を充実させていく。知的財産価値評価の期間・モデルを金融機関や投資機関に合わせて見直すとともに、知的財産価値評価機関を民間部門へ拡大して市場中心の評価が行われるようにする方針だ。

ー 法廷から知的財産訴訟に関わる損害賠償額の現実化問題が持続的に提起されているが、対策は？

韓国の裁判所で認められる損害賠償額は米国等の先進国より非常に低い水準だ。現在、損害賠償額の算定体系を見直し、関連証拠提出義務を強化する改正案をウォン・ヘヨン議員が発議し、国会で審議されている。改正案には、特許権者が適正実施料を受けられるように算定基準を改善する内容や、当事者への勘定義務を勘定人に義務付けることで、正確な賠償額の算定が行われるようにする内容が盛り込まれている。

ー 韓国企業を狙う外国のペテントロールによる知財権紛争が増えているが対策は？

韓国企業がペテントロールから提訴された件数は、2010年の57件から2014年の244件に大きく増えている。外部に公開しなかった企業の件まで含めるとさらに増えるものと推定される。ペテントロールの活動には、技術開発及びライセンス取引を促進するポジティブな面がある一方で、メーカーの生産・営業活動を委縮させるネガティブな面もある。したがって、ペテントロールの長所は最大限活かしつつ、逆効果は最低限に抑える総合的観点が必要とされる。今後、韓国企業にペテントロールの動向情報を提供するとともに、知財権訴訟保険や紛争コンサルティング等の支援を行う予定だ。

ー 今年5月、中国で開かれた知的財産先進5カ国(IP5)特許庁長会議で韓国のステータスは？

20年ぶりに特許庁に復帰して初めての国際会議だったが、大きく変わった韓国のステータスを実感することができた。米韓特許庁長会談で、韓国主導の審査協力事業である「共同審査プログラム」を試験的に実施することで合意し、韓国の特許審査が世界的なレベルにまで達していることを実感した。

ー 知的財産分野において国際協力の重要性が高まっているが、主な国際協力策は？

韓国企業の海外進出拡大への対応策として、知的財産協力対象国との協力分野を拡大するとともに、先進国中心の協力を偏らず、東南アジアや中東、南米等、韓国企業の進出が活発化している新興国・途上国との協力も拡大していく方針だ。

シン・ソンミ記者 smshin@etnews.com

5-5 フレキシブル電源供給に係る技術開発が活発化

電子新聞(2015.7.8.)

フレキシブル電源供給に係る技術が注目されている。

特許庁と韓国知識財産戦略院が発行した「2014 国家特許戦略青写真」報告書によると、ウェアラブル機器の活用を最大化する「フレキシブル電源供給技術」が将来有望技術に選ばれた。



特に、くるくる巻いたり折り曲げることができる「フレキシブルバッテリー」や振動・光等の捨てられるエネルギーを変換して使う「フレキシブルエネルギーハーベスティング 152」技術が注目を集めている。両技術は、ウェアラブル機器に供給する電気エネルギーを貯蔵又は変換するものである。着用感を最大化する技術とエネルギー収集(ハーベスティング)効率の向上がカギとなる。

中核技術名	技術の定義
フレキシブルバッテリー	ウェアラブル機器に供給する電気エネルギーを貯蔵するための技術。ウェアラブル機器の着用感のために柔軟性(Flexibility)を保つよう構成された電池セル及びパッケージング技術等と関連する技術。
フレキシブルエネルギーハーベスティング	ウェアラブル機器にエネルギーを供給するための技術。周辺で捨てられているエネルギー(振動、人の動き、熱、電子機器派等)を収集し、ウェアラブル機器に使えるよう電気エネルギーに変換させ再利用する技術のこと。中でも、ウェアラブル機器に適用することができるように柔軟性(Flexibility)を持たせる技術のことを指す。

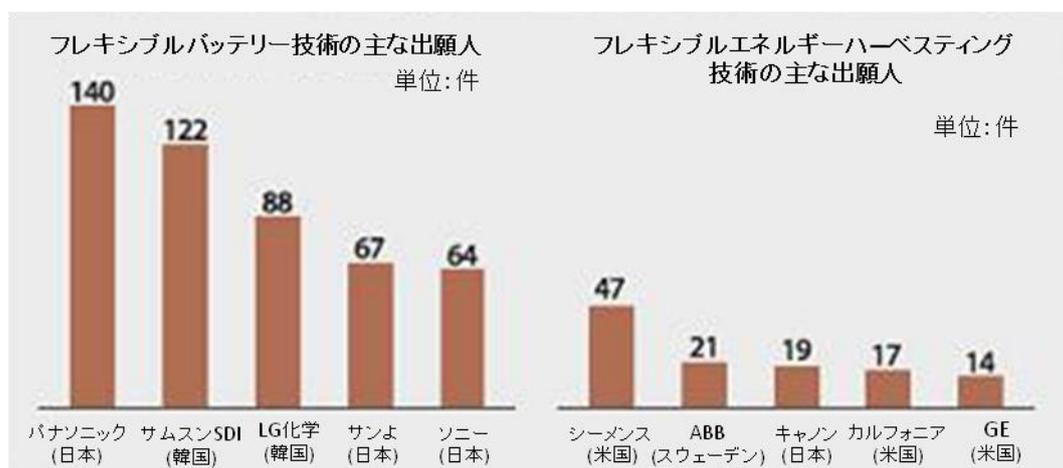
フレキシブル電源供給技術は、いかなる技術より将来の日常生活を大きく変えるものだと評価されている。電源供給の限界を超えることで、いつ、どこでも多様なスマート機器を利用するウェアラブルコンピューティングが実現できるからである。スマートフォン等、端末の主電源又は補助電源として活用することができる。また、バイオデバイス・靴・時計等のウェアラブル端末にも適用可能だ。

環境保護の観点からも付加価値の創出が予想される。地熱・風力等従来の再生可能エネルギーとは違い、環境の制約がなく、巨大な装置・設備も必要ない。

フレキシブル電源供給技術に係る特許活動も期待通り活発化している。2000 年以降、出願が継続的に行われている。このような動きは当面続く見通しだ。

フレキシブルバッテリー分野では、早くから日本企業が技術開発をリードしてきた。韓国企業はその後を追っている。同分野においては、パナソニックが 140 件の特許を出願し、トップとなった。サムスン SDI (122 件) と LG 化学 (88 件) はその後を継ぐ。サンヨやソニーも関連特許を多数保有している。

量的な面では日本企業が優位を占めているが、質的な面では、韓国企業が日本企業に勝る。サムスン SDI と LG 化学は、特許質的評価でそれぞれ 1 位、2 位となった。良質の特許を多数確保しているという意味だ。



フレキシブルエネルギーハーベスティング 152 分野は、フレキシブルバッテリーとは大きな違いをみせている。

米国とスウェーデン企業が技術開発を主導している。シーメンス、カリフォルニア大学、GE 等が関連特許の出願に主力している他、スウェーデンの ABB も技術開発に取り組んで切る。中でも、ABB のフレキシブルエネルギーハーベスティング特許の場合は質的水準が高い。エネルギーハーベスティング分野においては、フレキシブルバッテリーとは違い、韓国企業の活動をあまり見られないのが現状だ。



一方、フレキシブル電源供給技術に係る特許訴訟の恐れが高まっている。韓国企業が優位を占めているフレキシブルバッテリー分野には、攻撃的性向の特許管理専門企業 (NPE) が多数あることが分かった。代表的 NPE としては、韓国企業を複数回攻撃した ITRI を始め、ラウンドロックリサーチやインテリクチュアルベンチャーズ等がある。

イ・カンウク記者 wook@etnews.com

5-6 サムスンの折れ曲がるディスプレイ、米国で特許取得

デジタルタイムズ (2015. 7. 10.)

サムソンは、去年出願したフレキシブルディスプレイ特許が米国特許庁 (USPTO) から承認を受けた。今回の特許は、TV やタブレット PC 等に使用可能な、折れ曲がる方式のディスプレイに関する内容で、OLED や LCD の両方に適用できるという点で業界の関心を集めている。

米国特許庁が7月9日に発表した内容によると、サムスンディスプレイが去年5月1日に出願したLCD、OLEDのフレキシブルディスプレイ特許が7月7日付で正式に特許登録(特許番号9078362)された。サムスンディスプレイ開発室のキム・ヒョンクオン首席が開発した今回の特許は、フレキシブルディスプレイパネルと回路の基板がともに曲がる技術を骨子としている。

これは、サムスン電子が2016年を目途に開発している、半分に折れ曲がる事が可能なスマートフォンにも影響するとみられる。

サムスンは、特許庁に提出した書類において、今回の特許はTVやタブレットPC等8インチ以上の製品群にも使用できると説明している。注目すべきなのは、一般的にフレキシブルの具現が困難だったLCDパネルにおいても、曲げられるディスプレイを実現できるようになったことである。

ディスプレイ業界の関係者は「LCDの場合は、バックライト(BLU)が入っているため、フレキシブルの実現が困難だった。フレキシブルパネルの生産のためにOLED投資を考慮していたLCDパネルメーカーは大きな興味を見せると思われる」と述べた。

ファン・ミンキュ記者 hmg815@dt.co.kr

5-7 サムスン・アップル、「特許」が最大の武器

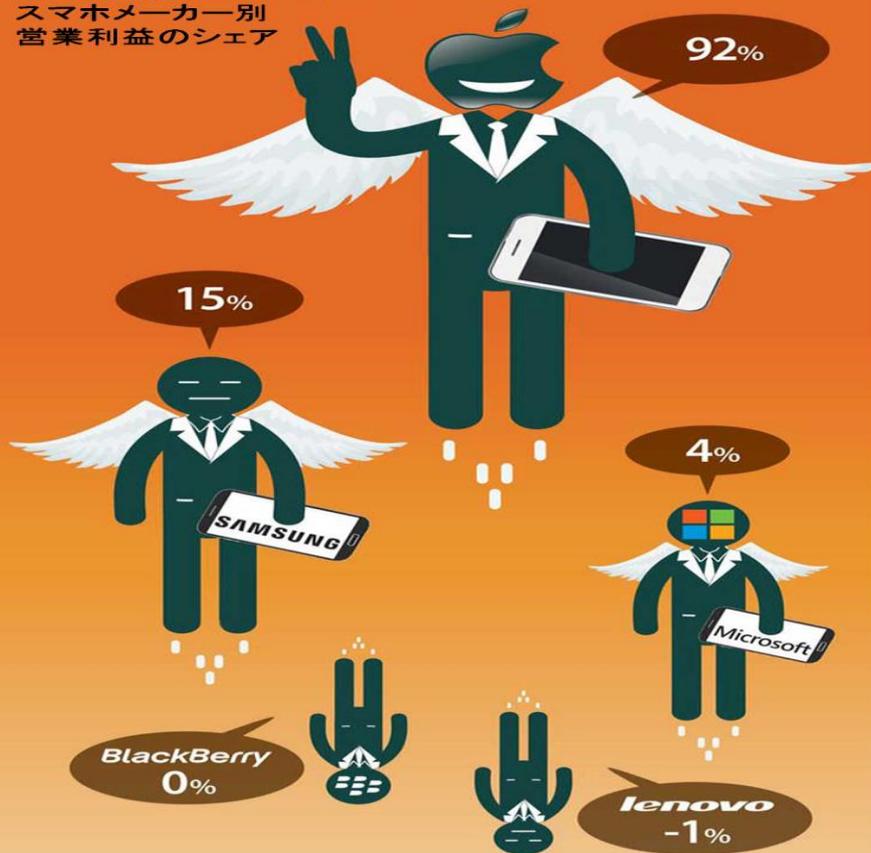
電子新聞(2015.7.13.)

グローバル市場においてサムスンとアップルが躍進を続けている理由は、強力な特許ポートフォリオにある。

IP ノミックス報告書「サムスン電子、何を悩んでいるか」によるとサムスン電子は、去年、初めて年間特許登録件数は、5,000件を突破した。技術革新が加速していることがうかがえる。従来の半導体・通信中心の特許登録は、△ハードウェアデザイン△熱電及び光電素子△医療装備△バッテリー素材等、多様な分野に拡大させた。

サムスンが保有している米国特許の競争力も次第に高まっている。特許質的評価基準である「特許引用数」は、2005年以来上昇を続けている。増加ペースではIBMを追い越した。競合企業がサムスンの特許を引用する際に共に引用される特許も上昇する等、サムスンのグローバル特許市場への影響力も猛烈な勢いで拡大している。

2015年度第一四半期 スマホメーカー別 営業利益のシェア



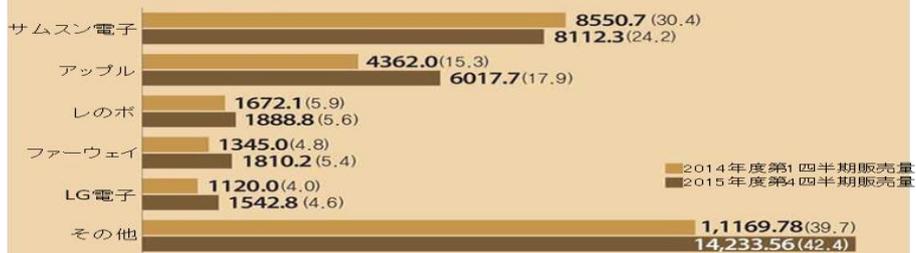
OS及びメーカー別営業利益及びシェア

単位: 億ドル(%) ()はシェア



2015年度第1四半期のスマホ販売量及びシェア

単位: 億ドル(%) ()はシェア



企業別 米国特許の保有現況

単位: 件、2014年時点



アップルも、必要であればためらわずに特許を買い取ることでも有名だ。新しい分野に進出する際や既存市場における防御が必要な際に、大規模の特許買い入れで活路を開いた。実際、アップルは、中核技術が必要となる度に、タッチパネル、通信、半導体分野を中心に特許を買い取ってきた。

IP ノミックス報告書「アップル、次世代の武器は？」によると、アップルは過去 10 年間(2005～2014)、総計 2,998 件の特許を買い取った。2005 年までは数件に止まっていたが、i-Phone 発売以来、特許買い取りを爆発的に増やしたのだ。

サムスンとアップルの攻撃的な特許活動には、未来ビジネスが係っている。未来技術の先取りという目標に、特許の買い取り、登録、引用のネットワークが絡み合っているからだ。実際、特許登録が大きく増えた技術には共通点がある。特許登録が急増する 1～2 年前に、大量の特許買い取りや合併買収(M&A)が行われるという点だ。特許買い取りで中核技術を確保した後、自社登録を大きく増やし、参入障壁を高くするという戦略だ。

サムスンとアップルは、このような緻密な IP ポートフォリオ戦略を基に、世界市場シェアを拡大している。

ジュ・サンドン記者 sdjoo@etnews.com

5-8 電気自動車の充電技術に関する特許出願現況

電子新聞(2015.7.14.)

電気自動車において「電力充電技術」は最も重要なコア技術となる。特許庁と韓国知識財産戦略院が 7 月 14 日に発行した「2014 国家特許戦略青写真報告書」では、最も有望な技術として電気自動車における電力充電技術を挙げている。

ワイヤレス充電装置を始め、バッテリー交換装置、一体型充電装置、車用 PLC 通信等が関連細部技術として分類される。

電気自動車における電力充電技術の年度別・国家別の出願動向を見ると、1993 年以降、着実に増加していることが分かる。

＜電気自動車における電力充電技術の主な出願人＞							
順位	企業名	国籍	細部技術				計
			ワイヤレス 充電装置	バッテリー 交換装置	一体型 充電装置	車用 PLC 通信	
1	TOYOTA MOTOR	JP	160	19	31	44	254
2	韓国科学技術院	KR	102	-	-	-	102
3	WiTricity	US	60	-	-	-	60
4	YAZAKI	JP	43	-	-	14	57
5	TDK	JP	50	-	-	-	50
6	パナソニック	JP	-	-	-	47	47
7	Renault	FR	-	33	-	-	33
8	DENSO	JP	-	-	15	12	27
9	現代自動車	KR	-	-	25	-	25
10	韓国航空大学 産学協力団	KR	-	19	-	-	19
11	国民大学 産学協力団	KR	-	16	-	-	16
12	Better Place	CH	-	15	-	-	15
13	LS 産電	KR	-	-	13	-	13
14	SUMITOMO ELECTRIC	JP	-	-	-	12	12
14	HONDA MOTOR	JP	-	-	12	-	12

全体の出願件数は、2007年から増加し続けたが、2012年に小幅に減少した。

欧州 (EP)、日本 (JP)、韓国 (KR)、米国 (US)、特許協力条約 (PCT) の出願を比べたところ、米国での出願が最も多かった。

韓国と日本での出願及び PCT 出願は、2007年以降の増加率で大きな差はなかったが、欧州では相対的に小幅な増加がみられた。

電気自動車の充電技術を構成する細部技術に関する特許ファミリー指数 (PFS) をみると、ワイヤレス充電装置 (PFS: 25.2) と一体型充電装置 (9.3) の場合、中分類 (電力基盤グリーンカー) の平均 (8.61) より PFS が高かった。

バッテリー交換装置 (7.05) と車用 PLC 通信 (3.3) は中分類平均を下回った。

一方、外国人による出願件数をみると、米国の場合、2005～2008 年と 2009～2012 年のいずれも増加した。これは市場への参入障壁が高まっていることを意味する。

細部技術トップ 5 の主な出願人を分析したところ、日本のトヨタ自動車が無ワイヤレス充電装置技術で 160 件、バッテリー交換装置技術で 19 件、一体型充電装置技術で 31 件、車用 PLC 通信技術で 44 件等、合わせて 254 件の特許を保有しており、すべての細部技術で最多の特許を確保していることが分かった。次いで、韓国科学技術院が 102 件、米国の WiTricity が 60 件、日本の矢崎が 43 件と並んだ。

トップ 5 技術の出願人の国籍を見ると、日本国籍の出願人が 7 社と、最多だった。韓国は、韓国科学技術院を始め、現代自動車、韓国航空大学、産学協力団等が多数の特許を確保していることが分かった。

リュ・キョンドン記者 ninano@etnews.com

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知財チーム